

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究者交流施設「ゲストハウスせんたん」規程

平成18年3月23日  
規程第 2 号

(設置)

第1条 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）に研究者交流施設「ゲストハウスせんたん」（以下「ゲストハウスせんたん」という。）を置く。

(目的)

第2条 ゲストハウスせんたんは、教育及び研究のため本学に訪れる内外の研究者に快適な生活環境の場を提供するとともに、本学の職員（教育研究系有期契約職員、有期契約職員及び無期契約職員を含む。以下同じ。）及び学生との交流の促進に資することを目的とする。

(施設)

第3条 ゲストハウスせんたんに、次の各号に掲げる施設を置く。

- (1) 宿泊施設
- (2) 集会施設

(使用資格)

第4条 宿泊施設を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学を教育研究のため来訪する研究者等
- (2) 本学の職員及び学生
- (3) その他学長が認める者

2 集会施設を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 宿泊施設の利用者
- (2) 本学の職員及び学生
- (3) その他学長が認める者

(施設使用)

第5条 宿泊施設又は集会施設の使用を希望する者は、管理部人事課に使用申込みを行い、学長の許可を受けなければならない。

(宿泊施設)

第6条 宿泊施設の使用期間は、原則として3月以内とし、居室に余裕がある場合1月に限り使用期間を延長することができる。ただし、学長が特に必要と認める場合には、この限りでない。

2 宿泊施設へのチェックインは午後3時から、チェックアウトは午前11時までとする。

(集会施設)

第6条の2 集会施設の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、年末年始(12月28日から翌年の1月4日まで)は使用できないものとする。

(宿泊施設使用料)

第7条 宿泊施設を使用する場合は、別表に定める宿泊施設使用料を本学の指定する方法により、原則として事前に納付しなければならない。

2 既納の宿泊施設使用料は、返還しないものとする。ただし、災害その他使用者の責めによらない事情で宿泊施設を使用できなくなったときは、この限りではない。

3 学長が特別の事情があると認める者については、第1項の規定により納付すべき宿泊施設使用料を軽減し、又は免除することができる。

(使用の取消し)

第8条 学長は、宿泊施設又は集会施設の使用を許可された者が当該施設を適正に使用しないときは、その許可を取り消すことがある。

(損害賠償等)

第9条 使用者は、当該使用者の責に帰すべき事由により、ゲストハウスせんたんの施設等の滅失、毀損等したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(事務)

第10条 ゲストハウスせんたんの使用に関する事務は、管理部人事課が行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、ゲストハウスせんたんの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究者交流施設「ゲストハウスせんたん」利用要領の廃止等)

2 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究者交流施設「ゲストハウスせんたん」利用要領(平成16年5月31日学長裁定。以下「旧要領」という。)

は、廃止する。

- 3 この規程の施行の際現に旧要領第4条第1項の規定による宿泊施設の使用の許可を得ている者は、第5条の規定による許可を得ている者とみなすとともに、宿泊施設の使用料についても、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

別表（第7条第1項関係）

宿泊施設使用料

| 宿泊数         | 部屋のタイプ                        |                               |
|-------------|-------------------------------|-------------------------------|
|             | シングル                          | ツイン                           |
| 1泊以上 19泊以下  | 3,000円×宿泊数                    | 6,000円×宿泊数                    |
| 20泊以上 30泊以下 | 60,000円                       | 120,000円                      |
| 31泊以上 49泊以下 | 60,000円+3,000円×<br>(宿泊数-30泊)  | 120,000円+6,000円×<br>(宿泊数-30泊) |
| 50泊以上 60泊以下 | 120,000円                      | 240,000円                      |
| 61泊以上 79泊以下 | 120,000円+3,000円×<br>(宿泊数-60泊) | 240,000円+6,000円×<br>(宿泊数-60泊) |
| 80泊以上 90泊以下 | 180,000円                      | 360,000円                      |